

1. 基本設計の概要について

新庁舎の建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備等を取りまとめた「貝塚市新庁舎整備事業 基本設計概要」は別紙1のとおり。

<01 設計コンセプト>

- ・新庁舎は、現在の市民福祉センター、教育庁舎、保健・福祉合同庁舎、職員会館と一体的に整備する。
- ・新庁舎のエントランスホールには、緑の市民広場と一体利用可能な市民交流スペースを整備する。
- ・市民の憩いの空間として、イベント等にも利用可能な緑の市民広場を新庁舎北側に設ける。
- ・来庁者にとって、わかりやすいオープンカウンター形式の窓口とする。
- ・来庁者のプライバシーを確保し、動線に配慮した相談室を整備する。
- ・将来の組織変更や職員数の変化にも対応できるユニバーサルオフィスレイアウトを採用する。
- ・災害時に迅速に対応できる設備を備えた庁舎とする。
- ・新庁舎は、災害時に構造体の補修をすることなく業務継続が可能な耐震構造とする。
- ・重要度に応じたセキュリティ区画を行い、ICカード認証システム等による、セキュリティ管理を行う。
- ・エコシャフト（吹抜け）を整備し、自然採光、自然換気を取り入れ、環境に配慮した庁舎とする。

<02 計画概要>

- ・敷地面積 16,084.01 m²
- ・用途地域 近隣商業地域
- ・建ぺい率・容積率 80%・300%
- ・構造・階数 鉄骨造・地上6階
- ・建築面積 4,904.77 m²
- ・延床面積 17,197.80 m²

<03 シビックコア配置計画>

- ・市民が集い交流する新たな貝塚市のシンボルとして、新庁舎前のふれあい空間「緑の市民広場」と一体となる市民交流スペースをもつ新庁舎をシビックコア中心に配置する。
- ・新庁舎、庁舎別館、庁舎第2別館、市民文化会館の連携を高めるシビックコアのメインストリートとして、「は～もに～通り」を整備する。
- ・来庁者駐車場（新第1、2駐車場）を新庁舎北側2箇所に集約することで、使いやすい駐車場を整備する。
- ・「緑の市民広場」を、シビックコア内の憩いとふれあいの空間として整備する。また、「緑の市民広場」は、臨時駐車場としても利用ができるよう整備する。

〈04 シビックコア動線計画〉

- ・シビックコア内への一般車両の出入りは新庁舎北側の来庁者駐車場側に集約する。
- ・「は～もに～通り」は各施設へのアクセスが円滑となるようにロータリーや車寄せの設置を行う。
- ・来庁者駐車場のある北側エリアからアクセスしやすい位置に新庁舎の来庁者出入口を設ける。

〈05 新庁舎各階配置計画〉

- ・窓口部門は1、2階に配置する。3階に災害対策本部、4、5階に執務室、6階に議会関係諸室を配置する。
- ・市民福祉センターは3、4階の東側、多目的ホールは6階の東側に配置する。
- ・来庁者にとってわかりやすいオープンカウンター形式の執務室とし、2層吹抜けのエントランスホールや、各階中央に設けたエコシャフトにより、一体感のある庁舎とする。
- ・エレベーター、階段、トイレの配置を東西に分散し、中央に大空間を確保する平面構成とする。

〈06 平面計画〉

1階

- ・エントランスホールに、イベントや期日前投票所等、様々な用途に利用可能な市民交流スペースを設ける。
- ・可動式パネルを配置し、展示に使用できる市民ギャラリーを設ける。

2階

- ・子ども連れの利用者の多い窓口の近くにベビールームやキッズコーナーを設ける。

3階

- ・災害時には公房会議室A・Bを一体的に使用し、災害対策本部として活用する。
- ・身体障害者福祉センター機能を整備する。

4階

- ・老人福祉センター機能を整備し、多目的室については福祉避難所としての機能を備える。

5階

- ・利用人数に応じた相談室及び相談室兼会議室を設け、来庁者のプライバシーに配慮する。
- ・執務室に隣接した位置に書庫及び倉庫を配置し、業務の効率性を高める。

6階

- ・1階市民交流スペース、6階展望テラス等で、議会中継の映像等を放映するための設備を整備する。
- ・議会傍聴席には車いす用スペースを設け、誰でも安心して利用できるよう整備する。
- ・移動間仕切りによる分割等の変更が可能な多目的ホールを整備する。

＜07 断面計画＞

- ・ 2層吹抜けのエントランスホールや各階中央に設けたエコシャフトにより各階層が見渡せる一体感のある庁舎とする。
- ・ 大空間の執務室は、天井レスの執務空間とする。また、OAフロア高 100 mm とすることで、レイアウト変更にもフレキシブルに対応する。

＜08 構造計画＞

- ・ 新庁舎は、防災拠点となるため、大地震後にも構造体の補修をすることなく、建築物を使用できる計画とし、人命の安全確保に加え、十分な機能を確保する。
- ・ 構造分類については、中低層建物であることや、経済性、維持管理、工期を考慮し、耐震構造とする。
- ・ 構造種別・架構形式は鉄骨造・ラーメン構造とし、柱間を広くすることにより、利便性が高い執務空間を確保する。

階数	地上 6 階
構造分類	耐震構造
構造種別	鉄骨造
架構形式	ラーメン構造
基礎形式	直接基礎＋地盤改良 又は杭基礎
構造安全性の分類	I 類
建築非構造部材の耐震安全性	A 類
建築設備の耐震安全性	甲類

＜09 環境計画＞

- ・ 新庁舎中央のエコシャフトを活用し、新庁舎内の自然採光と自然換気を促進する。
- ・ 新庁舎地下ピットをクールヒートピットとして活用し、夏期は予冷、冬期は予熱を行うことで、外気負荷を低減する地熱利用システムを採用する。
- ・ 雨水貯留を行い、外構植栽への散水やトイレ洗浄水に活用する。
- ・ 照明は LED 照明器具を採用し、昼光センサーや人感センサーによる照明制御を行うことで、消費電力量の低減を図る。

＜10 防災計画＞

- ・被災直後より災害対策本部を設置し運用するため、72 時間連続運転可能な非常用発電機を設置する。
- ・「緑の市民広場」は災害時に車両乗り入れ可能とする。また、「緑の市民広場」に隣接する位置に大庇を設置することにより、雨天時物資受け入れにも対応する防災広場として機能する。
- ・庁舎南側の歩道部分にマンホールトイレを設置し、災害時に活用可能とする。
- ・雑用水槽を建物地下ピットに設置し、災害時には雨水をろ過した水をトイレの洗浄に利用可能とする。
- ・汚水貯留槽を建物地下ピットに設置し、下水破断時でも排水機能を確保する。
- ・オープンフロアの執務室は、天井等の内装材落下防止対策として天井レスを採用する。

＜11 ローリング計画＞

STEP①

- ・仮設駐車場整備工事
- ・インフラ盛替え工事
- ・進入路整備工事、モニュメント撤去・移設工事
- ・庁舎第2別館改修工事
- ・庁舎第2別館に移転後、庁舎分室解体工事
- ・倉庫改修工事

STEP②

- ・新庁舎1期建設工事
- ・外構1期整備工事（公用駐車場等整備工事）

STEP③

- ・新庁舎完成、移転後、既存庁舎、市民福祉センター、ゆうゆう館、職員会館、教育庁舎解体工事
- ・解体工事完了後、外構2期整備工事（新第1駐車場、新第2駐車場、緑の市民広場整備工事）
- ・庁舎別館改修工事

STEP④

- ・新庁舎2期建設工事（北側キャノピー建設工事）
- ・外構2期整備工事
- ・庁舎別館改修工事

2. 今後の事業スケジュールについて

(1) 貝塚市新庁舎整備事業の実施予定

時 期	内 容
令和2年7月 ～令和2年10月	本事業に係る実施設計の実施 基本設計終了後、実施設計を行う。
令和2年7月 ～令和5年3月	本事業に係る調査業務の実施 電波障害対策調査、工事に伴い家屋等に棄損等を及ぼす恐れがある範囲についての周辺家屋調査、解体対象施設等の PCB 及びアスベスト含有材等使用状況調査等。
令和2年9月 ～令和2年12月	本事業に係る準備工事 モニュメント移設工事、仮設駐車場整備工事、歩道部撤去工事、進入路整備工事、庁舎分室解体工事等。
令和2年10月	新庁舎の建築確認申請書の提出
令和3年1月 ～令和4年3月	新庁舎建設工事
令和4年4月	新庁舎の什器備品の設置、書類等の移動 新庁舎の整備完了
令和4年5月	維持管理業務、運營業務及び付帯事業の開始 新庁舎の供用開始
令和4年5月 ～令和5年1月	市役所別館改修工事
令和4年6月 ～令和4年12月	現庁舎等の解体撤去工事 本庁舎、教育庁舎、市民福祉センター、職員会館及びそれに付随する施設の解体撤去を行う。
令和4年10月 ～令和5年3月	外構施設の整備 駐車場及び緑の市民広場等の外構施設を整備する。 なお、教育庁舎解体後、民間収益施設用地の整備を開始する。
令和5年3月	駐車場等外構施設の引渡し
令和29年3月	事業期間の終了

(2) 準備工事の実施について

令和2年9月から、新庁舎の建設に先立ち準備工事を実施する。内容は準備工事図(別紙2-1~2-3)のとおり。

〈準備工事の内容〉

①令和2年9月、10月(別紙2-1参照)

- ・モニュメント移設工事
- ・仮設駐車場整備工事
- ・植栽、既存物撤去工事
- ・排水管付替工事
- ・簡易屋根設置工事
- ・壁面モニュメント撤去工事
- ・歩道部撤去工事
- ・歩道、車道ライン引き工事
- ・進入路整備工事
- ・仮設駐輪場設置工事
- ・庁舎第2別館1階倉庫改修工事
- ・庁舎第2別館2階ホール改修工事
- ・給水管付替工事

②令和2年11月(別紙2-2参照)

- ・防災倉庫撤去工事
- ・駐輪場撤去工事
- ・庁舎分室解体工事
- ・排水管付替工事

③令和2年12月(別紙2-3参照)

- ・仮設昇降階段設置工事
- ・既存物撤去工事
- ・埋設配管撤去工事
- ・浄化槽撤去工事
- ・庁舎分室解体工事
- ・歩道部撤去工事
- ・排水管付替工事